太田都市計画区域区分の変更(群馬県決定・案)

太田都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

年 次 区 分	令和2年 (基準年)	令和12年 (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口	468.6 千人	おおむね 435.1千人
市街化区域内人口	330.1千人	※ 1おおむね 304.6千人
配分する人口	Ì	おおむね 308.1千人
保留する人口		0.0 千人
(特定保留)	_	0.0 千人
(一般保留)	_	0.0 千人

^{※1} 令和12年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口は 想定されていない。

理由

令和2年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づき、別に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、令和12年を目標年次とし、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針並びに主要な都市計画の決定の方針を改定することに伴い、区域区分を定める都市計画区域における将来の人口を適切に見直すもの。

また、別添計画図表示のとおり、おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を 図るべき区域(新市街地)で、開発事業の実施が確実となった下記の地区を市街化区 域に編入するもの。

記

1. 新田大地区 : 面積 約 2. 9 h a 2. 新田小金井地区 : 面積 約 3 0. 2 h a 3. 東今泉地区 : 面積 約 1 0. 6 h a 4. 出塚粕川安養寺地区 : 面積 約 1 4. 8 h a

太田都市計画区域区分の変更(群馬県決定・案)新旧対照表

太田都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

	年 次	新		IΒ	
区分	}	令和2年 (基準年)	令和12年 (基準年の10年後)	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計	十画区域内人口	468.6千人	おおむね 435.1 千人	476.8千人	おおむね 451.0 千人
市後	时化区域内人口	330.1千人	※1 おおむね 304.6 千人	334.3 千人	※1 おおむね 317.8千人
酉	己分する人口		おおむね 308.1 千人	_	おおむね 319.2 千人
伢	保留する人口		0.0千人	I	0.0 千人
	(特定保留)		0.0千人		0.0 千人
	(一般保留)	_	0.0千人	_	0.0千人

^{※1} 令和12年市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口は想定されていない。

総括図 (A0) S=1/25,000 (A3) S=1/70,000

凡例

- 市街化区域編入区域
- --- 都市計画区域界
- --- 行政界

用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- ____ 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- >>> 特別用途地区
- 特定用途制限地域
- ── 高度利用地区
- 防火地域及び準防火地域
- ◯ 風致地区
- /// 地区計画
 - 都市計画道路
- 都市計画公園
- 都市計画緑地
- 都市計画墓園
- 都市計画汚物処理場
- 都市計画ごみ焼却場
 - 都市計画火葬場









